

第 6 回新農林水産省生物多様性戦略検討会

説明資料

令和 4 年 2 月 8 日
農林水産省

1 農林水産省生物多様性戦略改定の検討状況

第5回検討会以降の動きと変更点

ポスト2020生物多様性枠組 関連スケジュール

(2022年2月現在)

2021年

- 8月 生物多様性 新目標交渉
- 9月 国連食料システムサミット（首脳級）
- 10月 生物多様性条約COP15 第1部
- 10月 G20サミット
- 10～11月 気候変動枠組条約COP26
- 12月 東京栄養サミット

2022年

- 3月 生物多様性 新目標交渉
- 4～5月 生物多様性条約COP15 第2部（次期世界目標決定）
- 9月頃 次期生物多様性国家戦略の策定

※これらの日程については変更の可能性があります。

生物多様性条約COP15第一部の結果概要

- COP15第一部：2021年10月11日～15日にオンラインと対面（中国・昆明）で実施
- 参加国・出席者数：154ヶ国（オンライン参加：約2500人、現地参加：約2900人）
- **ハイレベルセグメント**：9名の首脳級（中国、露、仏等）及び99名の閣僚級が参加
 - ・ 首脳級会合：10月12日
 - ・ 閣僚級会合：10月12日～13日 各国のステートメント、「昆明宣言」※
（※効果的なポスト2020生物多様性枠組採択に向けたモメンタムの維持を主目的とする。）
- 「昆明宣言」は、13日の閣僚級会合（閉会）セッションで採択※
※本宣言はCOP決定ではなく法的拘束力はない。

※昆明宣言の概要

- ・ 効果的な**ポスト2020生物多様性枠組**の発展、採択及び実施（OP1）
- ・ 生物多様性の保全と利用の統合（「主流化」）の推進、セクター横断的な調整メカニズムの強化（OP3）
- ・ **生物多様性国家戦略の作成**及び更新の加速化及び強化（OP4）
- ・ **保護地域・OECM**を通じた保全・管理、種や遺伝的多様性の保護、生物多様性への脅威の根絶（OP5）
- ・ 違法野生生物捕獲・取引の取締り（OP7）
- ・ **遺伝資源の利用から生ずる利益配分**の確保（OP8）
- ・ 関連するバイオテクノロジーの開発や評価、規制、管理、移転の措置等を必要に応じて強化（OP9）
- ・ **生態系を活用したアプローチ**（NbSとも呼ばれると脚注付き）の適用、ワンヘルス・アプローチの促進（OP10）
- ・ **感染症の流行からの回復**における政策が生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献（OP12）
- ・ 生物多様性に**有害な補助金**を含む奨励措置の改廃（OP13）
- ・ SDGsへの貢献、気候変動枠組条約等との連携（OP17）

国連食料システムサミット



- 日時・場所 2021年9月23日（木）、24日（金） オンライン形式
- 目的 2030年までのSDGs達成に向けた「行動の10年」の一環として、食料システム（注）を改革するための行動を導くための方途を議論し、関係者の連携・協力を促進する（注）食料システムは、食料の生産、加工、流通、消費などに関わる様々な活動を意味する。
- 出席 150か国以上から首脳・閣僚等が参加し、我が国からは菅総理大臣が参加。
ほか、国際機関、民間企業、市民社会などからも多くの関係者が参加。

➤ サミット概要

（1）国連事務総長による行動宣言の発出

持続可能な食料システムは飢餓の増加、気候変動、生物多様性などの課題に不可欠な解決策とし、科学とイノベーションへの投資、地域の条件に応じた取組、ルールに基づく貿易の重要性等を指摘し、食料システムの変革の方向性を提示。

（2）各国政府等からの、食料システムの変革に向けた取組の発表

各国首脳・閣僚や関係者から、食料システムの変革に向けた取組や考えについて発表。
我が国からは、菅総理がビデオステートメントを行い、世界のより良い「食料システム」の構築に取り組んでいくとして、①生産性の向上と持続可能性の両立、②自由で公正な貿易の維持・強化、③各国・地域の気候風土、食文化を踏まえたアプローチ、という3点の重要性を強調。
また、「みどりの食料システム戦略」を通じ、持続可能な食料システムの構築を進めていく旨発言。



ステートメントを述べる菅総理

（3）共通の課題に取り組むためのイニシアチブの形成の動きの紹介

（飢餓ゼロ、健康な食生活、学校給食、食品ロス、AIM for Climate（気候のための農業イノベーション・ミッション）等

- 今後の予定 2年ごとにグローバルなストックテイク会合を開催。

プレサミットでの発信・各国との連携

- 日時・場所 2021年7月26日（月）～28日（水） ローマ（FAO本部での対面）＋オンライン
- 野上農林水産大臣から、「みどりの食料システム戦略」を紹介しつつ、日本が重視する、イノベーションの推進、バランスのとれた食生活、各国・地域のおかれた自然条件等に基づいた取組の重要性等について強調。
- 食料システムサミットを契機とした各国との連携、協力の推進の一環として、万能（one-size-fits-all）な解決策はないことについて東南アジア各国と、イノベーションの推進についてEUと、バランスの取れた食生活の重要性についてフランスと、それぞれ共同文書に合意。



閣僚ラウンドテーブルで発言する野上大臣



日EU間で共同文書に合意

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)及び関連イベント結果

概 要

日 時：2021年10月31日（日）～11月13日（土）（※当初予定から1日延長）

場 所：英国（グラスゴー）

（注1：2020年11月に開催予定であったが、COVID-19の影響により延期された。）

（注2：並行して、京都議定書第16回締約国会合（CMP16）、パリ協定第3回締約国会合（CMA3）、科学上及び技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）及び実施に関する補助機関（SBI）第52～55回会合が開催）

【主要日程】

- ① **世界リーダーズ・サミット（11月1日～2日）**
※130か国以上の首脳が参加
- ② **COP26本体交渉（10月31日～11月13日）**
※閣僚級・事務方が対応
- ③ **議長国プログラム**
※英国が主導

【当省関連の主要議題】

パリ協定の実施細則

- ・市場メカニズムの実施指針の採択
- ・温室効果ガスインベントリ報告や
隔年透明性報告書の報告様式等の合意

「農業に関するコロンビア共同作業」

「農業に関するコロンビア共同作業」で
実施されたワークショップの結果の総括

- **2週間にわたる交渉の結果、重要課題（※）で合意に至り、パリルールブックが完成**
- 我が国からは、**岸田総理が世界リーダーズ・サミットに出席、山口環境大臣が2週目の閣僚級交渉に出席**
- 議長国・英国の主導で実施された各種テーマ別の「議長国プログラム」では、我が国から、**それぞれの分野における取組の発信や実施枠組みへの参加を表明**
- **農業に関するコロンビア共同作業**においては、**適切な土壌・栄養管理や持続可能な家畜管理の重要性及び気候変動への対応における食料安全保障の側面の重要性が取り上げ**

（※）COP24からの継続議題となっていたパリ協定第6条（市場メカニズム）の実施指針、第13条（透明性枠組み）の報告様式、NDC（国が決定する貢献）実施の共通の期間（共通時間枠）等

COP26における当省関連事項

COP/CMP/CMA全体決定（Glasgow Climate Pact）

最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル及びその経過点である2030年に向けて**野心的な気候変動対策を締約国に求める内容が合意**。

吸収源や生物多様性保護の観点からの自然・生態系の保護・保全・回復の重要性や土地における気候行動の強化に向けた検討、海洋に基づく行動に関する年次対話の開催等、農林水産省関係の内容も含まれている。

森林・土地利用イベント（首脳級）（11月2日）

世界リーダーズ・サミットの一環として「森林・土地利用イベント」が開催。

我が国はその成果である以下の宣言・声明等に参加。

- ①「**森林・土地利用**に関する**グラスゴー・リーダーズ宣言**」（我が国を含む**140か国以上**が署名）
- ②「**グローバル森林資金プレッジ**」（我が国を含む**12の国・地域**が署名）
（世界リーダーズ・サミットにおける岸田総理の演説の中で我が国は約 2.4 億ドルの資金支援を行うことを表明）
- ③「**コンゴ盆地森林**の保護・持続可能な経営の**支援**に関する**共同声明**」（我が国を含む**12の国・地域・団体**が署名）
- ④「森林・農業・コモディティ貿易（**FACT**）対話」**共同声明**（我が国を含む**28か国**が署名）

新たなイニシアチブの立ち上げ

1. 気候のための農業イノベーション・ミッション（AIM for Climate）

【主導】**米国・UAE**

【目的】気候変動に対応するための**農業・食料システム研究・開発の加速**

【メンバー】我が国を含む**36か国**、49の民間機関等

2. グローバル・メタン・プレッジ

【主導】**米国・EU**

【目的】世界のメタン排出量を2030年までに2020年比で**30%削減**するべく協働すること

【メンバー】我が国を含む**111の国と地域**。27の民間機関等が支援

議長国プログラム（11月6日）

● FACT対話関連会合

【目的】森林減少を伴わない持続可能な農産物サプライチェーンの構築に向けた協力

【対応】熊野前農林水産大臣政務官から、「**みどりの食料システム戦略**」に基づき持続可能な輸入原材料調達を進めていく意向である旨を発信（ビデオメッセージ）

● 持続可能な農業への移行に関する対話関連会合

【目的】持続可能な農業への移行に向けた経験の共有等

【対応】各国ケーススタディの総覧において我が国の取組として「**みどりの食料システム戦略**」を紹介

※各枠組への参加国数は1月5日時点情報。

中央環境審議会 自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会の概要

- ・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」を令和3年1月に公表。
- ・「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」を令和3年3月に公表。
- ・令和2年1月に「次期生物多様性国家戦略研究会」を設置。令和3年6月までに計9回開催され、次期戦略策定に向けた提言として令和3年7月30日に報告書を公表。
- ・中央環境審議会自然環境部会生物多様性国家戦略小委員会において、戦略の変更案の検討。令和4年9月頃までに計6回開催予定。
- ・ポスト2020生物多様性枠組等の決定を踏まえて、令和4年9月頃に戦略を閣議決定（予定）。

令和3（2021）年

- 11月26日 第1回生物多様性国家戦略小委員会（論点、環境省及び関係省庁からの施策紹介）
12月17日 第2回生物多様性国家戦略小委員会（関係団体からのヒアリング）

令和4（2022）年

- 1月19日 第3回生物多様性国家戦略小委員会（ヒアリング結果とそれを踏まえた骨子案）
3月22日 第4回生物多様性国家戦略小委員会（次期戦略の全体的な議論①（素案））

生物多様性条約COP15第二部において、ポスト2020生物多様性枠組の決定（見込）

- 6月頃 第5回生物多様性国家戦略小委員会
（次期戦略の全体的な議論②（ポスト枠組を踏まえた国内目標））
7月頃 （パブリックコメントの実施及び結果の整理）
9月頃 第6回生物多様性国家戦略小委員会及び中央環境審議会自然環境部会
（パブリックコメントを踏まえた検討、答申）次期戦略の全体的な議論③（審議会答申の決定）
閣議決定（予定）

次期生物多様性国家戦略研究会報告書の概要

- 次期生物多様性国家戦略研究会における議論を踏まえ、**次期生物多様性国家戦略の策定に向けた研究会からの提言**として、**2021年7月に報告書**がとりまとめられた。
- 自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）**の考え方を取り入れ、生物多様性の保全、持続可能な利用、主流化の観点から**2050年の目指すべき自然共生社会**を描き、**2030年までに取り組むべき施策**が整理された。

2050年
自然共生社会を描く

- ①生存基盤となる多様で健全な生態系が確保された社会
- ②自然の恵みの持続可能な利用がなされる社会
- ③生物多様性の主流化による変革がなされた社会

既存の取組に加えて

2030年までに取り組むべきポイント

①生態系の保全・再生の強化

30by30の達成等に向けて従前の取組（保護地域等）以外の場所での保全の強化（OECM等）

②幅広い社会的課題への対処におけるNbSの積極的活用

Eco-DRR、気候変動緩和策としてのNbS、再エネとの両立など

③ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映

ESG金融、サプライチェーン・バリューチェーンを通じた悪影響削減、認証品など

詳細は次
ページへ

3つのポイントを支える戦略の構成・実施体制の改善

戦略の構造の明確化、施策間のシナジーを生む方策、様々な主体の参画促進に向けた目標・指標の設定など

上記に加え、次期戦略の目標・指標の候補を提言

次期生物多様性国家戦略研究会報告書の概要

次の10年間に取り組むべき3つのポイント

①生態系の保全・再生の強化

- 普通種も減少傾向にあることが指摘される中、生態系の健全性の回復が必要。
- 国立公園等の保護管理の充実や外来種対策等に加え、自然再生やOECM等により**保護地域内外での保全及び持続可能な利用の強化やネットワーク化**が必要。
- **OECM認証**の制度構築に加え、**統合されたデータの相互利用**のための仕組みや、**調査体制**の構築が必要。

②幅広い社会的課題への対処におけるNbSの積極的活用

- **社会的課題の解決にNbSを積極的に活用**することは、**直接要因の緩和**にもつながる。**人口減少**や**気候変動**に伴う課題、さらには**人獣共通感染症対策**に対しても、NbSは貢献し得る。
- **再生可能エネルギーの推進と生物多様性の保全**は一般にトレードオフが生じ得るため、脱炭素が推進される中で、生物多様性に不可逆的な影響を及ぼさないよう**適切な立地選択や配慮**が必要であり、そのための**基準やガイドライン、マップ**等が求められる。

③ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映

- 生物多様性を回復軌道に乗せるには、**生物多様性の主流化**により**社会・経済・暮らしのあり方を抜本的に変える社会変革**が必要※。
※そもそも生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知識の不足・無関心がある。自然は社会経済の基盤であり、人の健康にとっても重要な自然は人類の生存・生活に不可欠な存在であるとの価値観が社会に広く浸透し、行動につながる必要がある。
- 「**産業構造の変化**」「**人々の自然に対する関心**」「**生産と消費**」といった間接要因は、生物多様性損失に関わる幅広い直接要因に影響を与えるものであることを踏まえ、**ビジネスやライフスタイルを着実に変えていく**ことが求められる。
- **ビジネス分野の国際的な動きは加速**していることから、重点的な取組が求められる。
- **自然の中での体験を重視**するとともに、**自然と共生する文化的・精神的豊かさの価値観の醸成**を促す方策や、**行動変容**を促す働きかけが求められる。

農林水産省生物多様性戦略 改定案検討の経緯と今後のスケジュール

- ・ 令和元（2019）年度に有識者による研究会を開催して見直しに向けた提言を公表。
- ・ 令和2（2020）年8月に新農林水産省生物多様性戦略検討会を立ち上げ、改定案の検討を開始。
（座長：涌井史郎（東京都市大学特別教授））
- ・ サプライチェーン全体の視点を取り入れた2030ビジョンや戦略の構成などを議論。
- ・ 令和4（2022）年3月頃に戦略改定案の中間取りまとめ公表（予定）。
- ・ ポスト2020生物多様性枠組等の決定を踏まえて、令和4年5月以降に戦略を確定し公表（予定）。

令和元（2019）年度

農林水産省生物多様性戦略の見直しに関する有識者研究会（2回開催）

2月17日 農林水産省生物多様性戦略改定のための提言 公表

令和2（2020）年度

7月20日 勉強会（前年度の検討結果及び新たな視点の共有）

8月18日 新農林水産省生物多様性戦略検討会 設置

8月31日 第1回検討会（勉強会を踏まえた生物多様性戦略構成案の検討）

10月19日 第2回検討会（生物多様性戦略本文の検討～背景、構成案、追加する主な論点～）

1月18日 第3回検討会（生物多様性戦略本文の検討～全体構成案、戦略本文前半～）

3月 9日 第4回検討会（生物多様性戦略本文の検討～戦略本文後半～）

令和3（2021）年度

10月14日 第5回検討会（生物多様性戦略本文の検討～戦略本文後半～）

2月 8日 第6回検討会（生物多様性戦略改定案 中間とりまとめ案の検討）

3月頃 農林水産省生物多様性戦略の改定案 中間とりまとめ公表（予定）

令和4（2022）年度

5月以降 決定したポスト2020生物多様性枠組の内容を受けて、必要な修正を加え戦略を確定（予定）

第5回検討会資料からの主な変更点（委員のご意見を踏まえた主な修正）

①地球環境の潮流がわかるような前段があって、農林水産業の項目がある構成だと理解しやすい。

→ I.はじめに、Ⅲ.2.基本方針、Ⅳ. テーマ別方針の構成を変更。

②「生物多様性の保全・再生」と「生物多様性の保全」という2つの表現を整理すべき

→「生物多様性の保全」に統一し、ネイチャーポジティブな解決策の必要性は別途記載。

③タイトルを全体構成における流れに合わせるとともに誤解の無いように変更すべき

→・Ⅳ.2.(1).4) 新 野生生物の適切な管理を通じた農林水産業被害の防止

旧 野生生物による農林水産業への被害と防止対策

・Ⅳ.2.(2) 新 サプライチェーン全体で取り組むことで生産現場を後押しする

旧 生産現場の取組を後押ししてサプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

④気候変動と生物多様性についての国際的な枠組みや政治的な会合が開かれているので、その結果を整理して反映してはどうか

→・気候変動枠組条約COP26の結果を本文に追記。(P11)

・特に関係の深い「森林・土地利用イベント」の結果をコラム形式で掲載。(P13)